懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　瀧瀬　英昭
　登録番号　11447
　事 務 所　大阪府大阪市北区南森町２―４―５近畿ビル７階702
　瀧瀬英昭法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年７月２日

平成 25 年７月 23 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　福岡県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　木﨑　　博
　登録番号　18066
　事 務 所　福岡県北九州市小倉北区田町11―18第２小池ビル４階
　木﨑博法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年７月４日

平成 25 年７月 23 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　福岡県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　武藤　治樹
　登録番号　37497
　事 務 所　福岡県北九州市小倉北区大門２―２―３　２階
　ガイア法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年７月４日

平成 25 年７月 23 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　小室　貴司
　登録番号　9185
　事 務 所　東京都中央区銀座６―12―15　ＣＯＩ銀座612―３階Ａ室
　小室・岡田法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年７月12日

平成 25 年７月 23 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　栗田　　隆
　登録番号　32879
　事 務 所　東京都千代田区神田神保町２―２新世界ビル601
　法律事務所空
3　処分の内容　業務停止２月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年７月12日

平成 25 年７月 23 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別男性の頭蓋骨等、チェック柄長袖シャツ１枚、黒色ズボン１本、水色トランクス１枚、左足用紺色ズック片方、青色ジャージズボン１本

上記の者は、平成25年３月25日午後４時30分頃、越前市広瀬町地籍の通称「向山」標高90メートル付近の雑木林で発見された。死亡原因は不明で、死後半年から１年程経過していると推定される。身元不明のため遺体は火葬し、遺骨は保管してありますので、心当たりの方は越前市社会福祉課まで申し出ください。

平成 25 年８月８日
　福井県　　越前市長　奈良　俊幸

公 示 送 達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する清算金通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記のとおり公告します。

平成 25 年８月８日
　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業
　施行者　京都市
　代表者　京都市長　門川　大作

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　松本　豊弘
　京都市中京区岩上通四条上る松浦町848番地
2　通知の内容
　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の換地処分の公告の翌日に確定した清算金について、土地区画整理法第110条の規定により、別紙清算金通知のとおり通知します。
3　その他
　なお、別紙清算金通知は掲載を省略し、京都市中京区西ノ京星池町206番地京都市建設局都市整備部整備推進課庁舎跡地において掲示しています。

公 示 送 達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の下記の者に対する仮換地の使用収益開始の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容を次のとおり公告する。

平成 25 年８月８日
　橋本都市計画事業
　中心市街地第一地区土地区画整理事業
　施行者　橋本市
　代表者　橋本市長　木下　善之

1　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　和歌山県橋本市橋本169番地
　氏名　宮井榮次郎
　住所　和歌山県橋本市橋本152番地
　氏名　安田文兵衛
　住所　和歌山県橋本市橋本160番地
　氏名　出合　喜助
　住所　和歌山県橋本市橋本181番地
　氏名　坂井林右ヱ門
　住所　和歌山県橋本市橋本208番地
　氏名　村上　廣助
　住所　和歌山県橋本市橋本183番地
　氏名　土屋八郎兵衛
2　通知の内容
　平成19年４月27日付橋開事第５号で指定した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を次のとおり定めたので、土地区画整理法第99条第２項の規定により通知します。
　仮換地の使用または収益を開始することができる日　平成25年６月17日
　仮換地の街区番号及び符号　20街区　符号５
　仮換地地積　14.60㎡

教示

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

また、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に橋本市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において橋本市を代表する者は、橋本市長となります。）ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該訴えを提起することができます。